

有害鳥獣駆除報奨金不正受給の中間報告

農林水産部長：有害鳥獣捕獲報償費事案に係る中間報告を行う

霧島市の有害鳥獣捕獲報償費については霧島市有害鳥獣捕獲報償費等交付要綱に基づいて農林産物等の被害が発生した地域において市長が捕獲指示を行い有害鳥獣を捕獲した捕獲隊員に対し報償費を交付している。

捕獲隊員は対象となる有害鳥獣の捕獲後、本要綱第 3 条の規定に基づき有害鳥獣捕獲実績報告書、及び両耳、固体写真等の証拠品を添えて市長に提出し、市が捕獲を確認したものに對し予算の範囲内で報償費を交付している。

このような中、今年度、第一四半期、有害鳥獣捕獲実績報告書の確認作業において添えられていた固体写真等の一部に虚偽が疑われるものが有ったことから報償費の交付を保留し、捕獲報償費の交付処理を適正に行うため昨年 12 月 15 日に有害鳥獣捕獲報費事案に係る対処方針を策定し、この方針に基づき、同日付けで林務水産課と各総合支所・産業建設課で構成する検証チームを組織し、1 月 31 日には農林水産部の部課長、及び各総合支所・産業建設課長に外部委員として霧島市有害鳥獣捕獲対策協議会長と獣医師を含めた 12 名の検討委員会を設置し、検証チームは設置後すぐに固体写真の提出のあった平成 25 年度以降の検証作業に着手した。検証チームの検証作業が概ね完了し、虚偽の報告を行ったのではないかとされる対象者の把握が出来たことに伴い、抽出された疑念のある固体写真を 1 月 27 日に霧島市捕獲隊役員 8 名により、固体写真の検証をしてもらった。2 月には検討委員会の外部委員として委嘱した鹿児島市の獣医師に専門的見地から固体写真の検証をもらうと共に、3 月 5 日にはプロの写真家に固体写真の検証をしてもらった。これらの検証作業を進めると共に 2 月 18 日から 3 月 3 日までに虚偽の報告を行ったのではないかとされる対象者の聞き取り調査を行い、その結果不正受給であったことを認めた者には補助金の返還に関する誓約書の提出を求めた。この間、検証方法や対応方法などについて霧島警察署や顧問弁護士にも相談しながら 3 月 1 日と 3 月 22 日に検討委員会を開催し検証結果等を報告し、今後の対応について協議した。以上これまでの経過等について報告したが、最終的な検証結果、及びその対応については現在、県と協議中である。今後さらに国との協議が必要となる。現段階では不正受給の件数や返還金額等の確定には至っていない。本日の報告を中間報告とした。今後については有害鳥獣捕獲制度は市が任命する捕獲従事者との信頼関係で成り立っていることから 2 度とこういった不正行為が起こらないよう、具体的には霧島市有害鳥獣捕獲報償費等交付事務取扱い要領を策定し対処して行く。理解願いたい。

議長：中間報告ということであるが、最終報告はもらえるのか？

A：はい。

Q：否認している人がいるのか？

A：現時点で 1 名、否認している。

Q：認めた人数は？

A：人数と返還金額については決定してからの報告とする。

Q：当初 6 人と聞いた。その後、国分だけではなく、周辺の猟友会でもあったと聞く。その人数は言えないにしても、人数は増えているとの認識でよいか？

A：新聞報道された件については 6 名の中の 5 名。平成 25 年度以降の固体写真が残っている

ものについては検証した。その結果、国分中央班以外の地区においても、そのような案件が発生している。

Q：一般質問での市長答弁は認識しているか？

『駆除していないのにしているという偽りの報告、断じて許せない。』との発言、市長は断じて許せないと明言している。この発言を踏まえた上でまとめを行い報告するとの理解で良いか？

A：今回の件については県、国と協議をする中で、明確になった時において、そういった形での報告をする。

Q：国、県へとは人数が確定し、どれほどの不正があったか、金の算定のことは？

今、不正があった人数については市が把握している数字を前提にして、今後国、県と話を進めるとの理解で良いか？

A：検証チームで確認しているので、その結果を県、国と協議する。

Q：市が把握している数字が県、国に報告した段階で変動することはあるか？

A：個人について疑いが持たれた部分について返納させるのか、あるいは全てにおいて返納させるのか、その辺の対応を今後詰める。現段階では明確に答えられない。

Q：不正があった事実に関し、返還をするしないではなく、不正があったという事実の数字に変動が無いかを聞いている。県、国が不正と認めなくても良いとしても、市が把握した不正の数字は今後とも生きるか？

A：現段階で把握している件について協議する事になるが、国、県の指導で再度の確認も有りうるので、まだ確定していない事から本日は中間報告とした

Q：部長、課長も立場を離れるが、後任がこの案件を引き継ぐことになるか？

A：心苦しい気持ちはあるが、異動である以上、後任に引き継ぐことになる。